

平成26年4月1日作成
平成31年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和4年3月31日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和6年3月31日一部改正

更生保護事業協会補助金交付基準

| | |
|--------------------|--|
| 補助金の名称 | 更生保護事業協会補助金 |
| 補助金の交付目的 | 更生保護法人滋賀県更生保護事業協会は更生保護関係団体への活動を通じ、諸団体の更生保護活動を支援している。本市としても犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、更生保護活動に対し補助金を交付する。 |
| 補助金の交付対象者 | 更生保護法人 滋賀県更生保護事業協会 |
| 補助対象経費 | 更生保護事業経費（予備費は補助対象外） |
| 補助金の額及びその算定方法又は補助率 | 予算の範囲で次の(A)または(B)のいずれか少ない方の額とする。 (A) 400,000円以内の額 (B) 補助対象経費の1/2の額 |
| 補助金交付事業の開始時期 | — |
| 補助金交付事業の終了時期 | 令和11年3月31日 |
| その他 | ・大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、補助事業に着手した後に行うことができる。ただし、市長が別に定める期限を超過したときは、この限りでない。 |

| | |
|-------------|--|
| <p>様式</p> | <p>更生保護事業協会補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>（1）事業計画書</p> <p>（2）収支予算書</p> <p>更生保護事業協会補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>更生保護事業協会補助金変更承認申請書（様式第3号）</p> <p>更生保護事業協会補助金変更承認決定通知書（様式第4号）</p> <p>更生保護事業協会実績報告書（様式第5号）</p> <p>（1）事業報告書</p> <p>（2）収支決算書</p> <p>更生保護事業協会補助金確定通知書（様式第6号）</p> <p>更生保護事業協会補助金交付請求書（事前）（様式第7号）</p> <p>更生保護事業協会補助金返還通知書（様式第8号）</p> |
| <p>担当部署</p> | <p>大津市福祉部福祉政策課</p> |

様式第1号

更生保護事業協会補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、更生保護事業協会補助金の交付について次のとおり申請します。

| | |
|---------------------------|------------------------|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 更生保護事業 |
| 補助事業の目的及び内容 | |
| 補助事業の経費所要額 | 円 |
| 交 付 申 請 金 額 | 円 |
| 補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日 | 着 手 年 月 日 完 了 年 月 日 |
| 添 付 書 類 | (1) 事業報告書 (2) 収支予算書 |

更生保護事業協会補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった更生保護事業協会補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

| | |
|---------------|---|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 更生保護事業 |
| 補助事業の目的及び内容 | 交付申請書記載のとおり |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 交 付 条 件 | <p>(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市更生保護事業協会補助金交付基準の規定を遵守すること。</p> <p>(2) この補助金は、申請による用途以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(3) 事業の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出ること。</p> <p>(4) この補助金に係る事業実績は、事業完了後速やかに提出すること。</p> <p>(5) 以上の各号に違反した場合は、補助金の一部または全部の返還を命ずることがある。</p> <p>(6) この補助金に係る予算及び決算並びにその運用に関する書類は、事業完了後5年間保存すること。</p> |

様式第3号

更生保護事業協会補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった更生保護事業協会補助金の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

| | |
|---------------|--------|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 更生保護事業 |
| 補助事業の変更の内容 | |
| 変 更 す る 理 由 | |
| 変 更 の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 添 付 書 類 | |

様式第4号

更生保護事業協会補助金変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした更生保護事業協会補助金の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|--------|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 更生保護事業 |
| 変 更 し た 承 認 内 容 | |
| 承 認 年 月 日 | 年 月 日 |

更正保護事業協会実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった更生保護事業協会補助金の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

| | |
|------------------------|---|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 更生保護事業 |
| 補助事業の着手年月日 及び完了年月日 | 着 手 年 月 日 完 了 年 月 日 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補助金の既交付金額 | 円 |
| 補助事業の経費精算額 (補助対象金額) | 円 |
| 添 付 書 類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 ・ 領収書等の写し |

様式第6号

更生保護事業協会補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした更生保護補助事業
について、次のとおり更生保護事業協会補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付
規則第15条の規定により通知します。

| | |
|------------------------|--------|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 更生保護事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補助事業の経費精算額 (補助対象金額) | 円 |
| 交 付 確 定 金 額 | 円 |

更生保護事業協会補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった更生保護事業協会補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

| | | |
|---------------------------------|-----------|---------------|
| 補 助 年 度 | 年度 | |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 更生保護事業 | |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 | |
| 補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由 | | |
| 補 助 金 の 既 交 付 金 額 | 円 | |
| 交 付 請 求 金 額 | 円 | |
| 振 金 込 融 先 機 関 | 金 融 機 関 名 | 銀行・信用金庫・農協 支店 |
| | 口 座 番 号 | 普通 ・ 当座 |
| | 口 座 名 義 | |
| 添 付 書 類 | | |

更生保護事業協会補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした更生保護事業協会補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

| | |
|----------------------|------------|
| 返 還 金 | 円 |
| 返 還 理 由 | |
| 返 還 期 限 | 年 月 日まで |
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 更生保護事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補助金の既交付金額 及び交付年月日 | 円 年 月 日 |
| 交 付 確 定 金 額 | 円 |

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。